

SHOEI[®]
PREMIUM HELMETS



第66期

定時株主総会招集ご通知

株式会社SHOEI



当社第66期定時株主総会を12月23日（金）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

第66期（2021年10月1日～2022年9月30日）の概況及び株主総会の議案についてご説明申し上げますので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

代表取締役社長
石田 健一郎



—— 経営方針 ——

1) 健全な財務体質により、事業継続を長期にコミットします。

弊社は、第66期も従業員還元、地域貢献、環境対策等を可能な限り実施したうえで、連結当期純利益60億円（前年度比36.6%増）となり、その約半分を株主の皆様へ還元させて頂きます。その上で、内部留保も増加し、自己資本比率は77.7%と高い水準を維持することが出来ました。

2) Made in Japanで勝負します。

弊社は、第66期において80万個（前年度比14.4%増）のヘルメットを生産致しました。サプライチェーンや、労務面に不確実性が多い中、国内2工場はフル稼働を維持することが出来、又、単体のヘルメット販売単価は前年度比3.1%増を達成致しました。これも弊社がかかげる「Made in Japanで勝負する」という方針が有利に作用した結果と思われまます。

3) お客様の声に耳を傾けます。

弊社は、市場ニーズに真摯に耳を傾け、安心・安全かつお客様に喜んで頂ける製品の開発・生産に取り組んで参ります。昨今の傾向と致しましては、ヘルメットとエレクトロニクスの融合が求められており、第67期にはスマートヘルメット（いわゆるナビゲーション付ヘルメット）を上市する予定でございます。これは一例であり、様々なカテゴリーで「さすがSHOEI」と称賛されるよう研鑽して参ります。

目次

株主の皆様へ	1
--------	---

招集ご通知

第66期定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	5

(提供書面)

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	8
(1) 事業の経過及びその成果	
(2) 設備投資の状況	
(3) 資金調達の状況	
(4) 財産及び損益の状況の推移	
(5) 対処すべき課題	
(6) 主要な事業内容	
(7) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況	
(8) 重要な親会社及び子会社の状況	
(9) 主要な借入先及び借入額	
(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項	
2. 会社の株式に関する事項	15
3. 会社の新株予約権等に関する事項	16
4. 会社役員に関する事項	17
5. 会計監査人に関する事項	23

連結計算書類

連結貸借対照表	24
連結損益計算書	25
連結株主資本等変動計算書	26
連結注記表	27

個別計算書類

貸借対照表	38
損益計算書	39
株主資本等変動計算書	40
個別注記表	41

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告	47
計算書類に係る会計監査報告	49
監査役会の監査報告	51

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件	52
第2号議案 定款一部変更の件	53
第3号議案 取締役4名選任の件	55

ホームページのご案内	58
------------	----

証券コード 7839
2022年11月30日

株 主 各 位

東京都台東区台東一丁目31番7号
株式会社 S H O E I
代表取締役社長 石田 健一郎

第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症はまだ現時点で収束しておりませんが、入場制限や総会時間の短縮は特に考えておりません。当社は、株主総会を単なる議決の場に留まらず、株主様と当社間の貴重な交流の場と考えておりますので多くの株主様にご出席いただけるようお待ちしております。ただし、感染防止策の観点から【新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について】※1をご確認、ご承諾の上、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否をご入力されるか、いずれかの方法により2022年12月22日(木曜日)営業時間終了時(午後6時)までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月23日(金曜日) 午前10時
(受付開始時刻 午前9時20分)
2. 場 所 東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号
一般財団法人 日本教育会館 一ツ橋ホール 8階 第一会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第66期(2021年10月1日から2022年9月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第66期(2021年10月1日から2022年9月30日まで)計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役4名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」については、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.shoei.com/>）に掲載しております。

なお、上記事項については、監査報告の作成に際して、監査役が監査をした事業報告に含まれております。

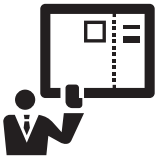
株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.shoei.com/>）に掲載させていただきます。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類



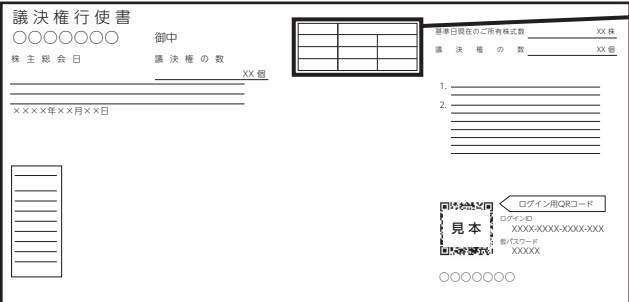
議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p style="text-align: center;">日 時</p> <hr/> <p>2022年12月23日（金曜日） 午前10時（受付開始：午前9時20分）</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p style="text-align: center;">行使期限</p> <hr/> <p>2022年12月22日（木曜日） 午後6時到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p style="text-align: center;">行使期限</p> <hr/> <p>2022年12月22日（木曜日） 午後6時入力完了分まで</p>
---	---	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



ここに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 【賛】 の欄に○印
- 反対する場合 >> 【否】 の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 【賛】 の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 【否】 の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 【賛】 の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

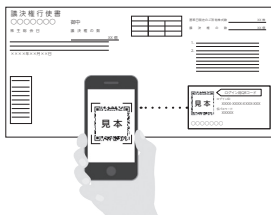
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱います。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

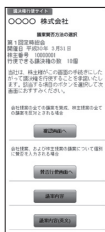
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

【証券口座に関してお問い合わせの株主様へ】

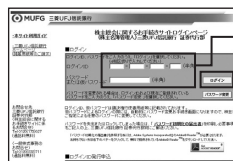
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
なお、特別口座に関するご照会及び住所変更等のお届けは、下記の連絡先にお問い合わせをお願いいたします。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711
(月曜日～金曜日 午前9時～午後5時、通話料無料)

ログインID・仮パスワードを入力する方法

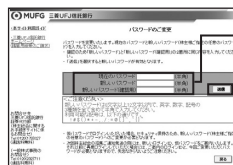
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00～21:00)

【新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について】 ※ 1

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた本定時株主総会における対応について、以下のとおり株主の皆様へのお願い及び当社の対応をお知らせいたします。

1. 株主の皆様へ

本定時株主総会にご来場の場合は、当日までの健康状態にご留意ください。

特に、感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は慎重にご判断ください。

2. ご来場される株主様へ

次の対策につき予めご了承ください。また、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

- ・受付付近の混雑を回避するために、開会時間直前のご来場は避けてください。
- ・体温計による体温確認をさせていただきます。37.5度以上の発熱が確認された場合には、ご入場をお断りいたします。
- ・会場内ではマスクを常時着用してください。また、会場入口にアルコール消毒液を準備いたしますので、ご入場時には手指のアルコール消毒をしてください。
- ・ご入場後に、咳をされているなど明らかに体調がすぐれないようにお見受けする株主様へは、ご退場をお願いする場合がございます。

3. 当社の対応について

次の対策につき予めお知らせいたします。

- ・当社の役員及び運営スタッフは、マスク等を着用いたします。なお、検温をはじめ、予め体調を十分確認した上で出席いたします。
- ・飛沫防止パネルの設置及び受付待ちの株主様の整列位置の指定その他会場設備における感染症拡大防止策を実施いたします。
- ・会場内の座席は間隔をあけて配置しているため、収容人数が限られます。

収容可能人数を超える株主様が来場された場合、ご入場をお断りすることがあります。

今後、上記の内容を変更する場合がございますので、ご出席を検討される株主様におかれましては、ご来場前に当社ウェブサイト(<https://www.shoei.com/>)をご確認いただきますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナに関しては、ワクチン接種の進展による行動制限の緩和や各種経済対策の効果がみられる一方、ウクライナ等地政学リスクの高まりやそれに伴う化石燃料を始めとする諸物価の高騰が問題となりました。又、半導体等の供給制約や欧米におけるインフレ抑止策の影響で、景気の下振れリスクが残る状況が続いております。

高級二輪乗車用ヘルメット市場、特に先進国市場においては、二輪乗用車が三密を避ける移動手段・レジャーとして人気が高まり、コロナ禍でもむしろ需要が維持・拡大した為、同市場の需要は堅調に推移しました。尚、現在上述した景気の下振れリスクが弊社製品の需要に及ぼす影響につき、鋭意情報を集めているところですが、今のところは、特筆すべき需要の低下は認められておりません。

このような状況下、当社が推し進めているお客様のニーズに沿った新モデルの開発・製造及びお客様の安全をサポートする販売・サービス体制の構築により、競合他社との優位性を発揮し、殆ど全ての国の高級二輪乗車用ヘルメット市場でシェアNo.1を堅持するなど、引き続き成功裏に推移しました。

当連結会計年度における日本及び海外を合わせた販売数量は、好調な先進国市場が牽引し前年度比16.6%増となりました。欧州市場の販売数量は引き続き堅調な小売り状況を反映して前年度比15.6%増となりました。北米市場の販売数量は、二輪関連市場の好調が継続するなか在庫積み増しを含めた積極的な受注を受けていることから前年度比80.8%増となりました。日本市場の販売数量も、前年度からの好調を持続しており前年度比20.0%増となりました。アジア市場の販売数量は、生産能力に限られるなか受注から出荷までのリードタイムが長引いたため、中国現地代理店の発注が他地域の代理店に出遅れたことから、前年度比18.4%の減少となりました。

当連結会計年度の業績につきましては、国内外の販売好調を受け、売上高は28,953百万円と前年度比5,200百万円(21.9%)の増収となり、前年度に順次投入した新モデル(Z8シリーズ)等の値上げ効果、円安や販売費及び一般管理費が想定より費消されなかったことから、営業利益は8,382百万円と前年度比2,357百万円(39.1%)の増益となりました。経常利益は8,503百万円と前年度比2,411百万円(39.6%)の増益、税金等調整前当期純利益は8,503百万円と前年度比2,409百万円(39.5%)の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は6,018百万円と前年度比1,611百万円(36.6%)の増益となりました。

当連結会計年度の為替相場は、当社売上換算レート(期中平均)：1ドル=123.87円、前年度比16.31円の円安、1ユーロ=134.86円、前年度比6.55円の円安となりました。また、

海外子会社換算レート（2022年6月30日）：1ドル＝136.68円、前年度比26.10円の円安、1ユーロ＝142.67円、前年度比11.09円の円安となりました。

企業集団の品目別売上高の状況は次の通りであります。

(単位：百万円、%)

品 目 名	第 65 期 (2021年 9月期)		第 66 期 (2022年 9月期)		
		構 成 比		構 成 比	前 年 度 比
二 輪 乗 車 用 ヘ ル メ ッ ト	21,143	89.0	26,196	90.5	23.9
官 需 用 ヘ ル メ ッ ト	70	0.3	29	0.1	△57.7
そ の 他	2,538	10.7	2,726	9.4	7.4
合 計	23,752	100.0	28,953	100.0	21.9

企業集団の販売地域別売上高の状況は次の通りであります。

(単位：百万円、%)

販 売 地 域	第 65 期 (2021年 9月期)		第 66 期 (2022年 9月期)		
		構 成 比		構 成 比	前 年 度 比
国 内	5,039	21.2	5,968	20.6	18.4
欧 州	10,226	43.1	12,594	43.5	23.2
北 米	2,684	11.3	5,174	17.9	92.7
中 国	4,148	17.5	3,155	10.9	△23.9
そ の 他	1,653	7.0	2,060	7.1	24.6
合 計	23,752	100.0	28,953	100.0	21.9

(2) 設備投資の状況

当期中において実施しました設備投資の総額は完成前の投資も含め1,758百万円で、その主なものは茨城工場の建物（附属設備を含む）139百万円、機械及び装置288百万円、金型437百万円、工具器具備品35百万円及び岩手工場の建物（附属設備を含む）191百万円、機械及び装置250百万円、金型75百万円、工具器具備品25百万円であります。

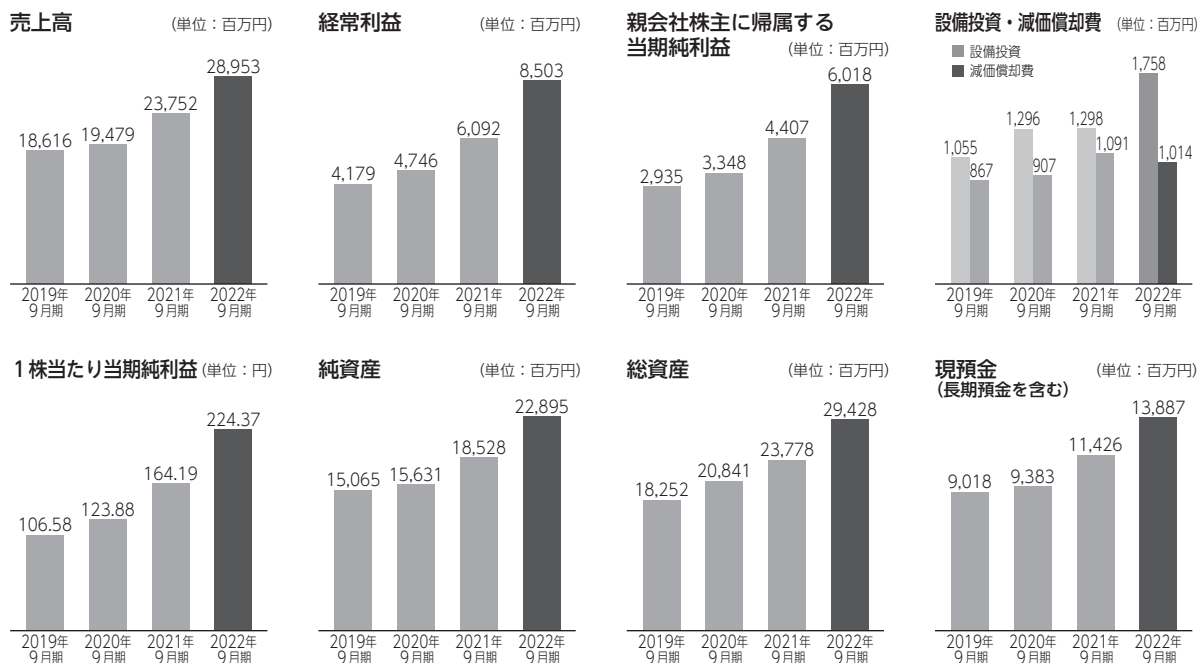
(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 63 期 (2019年 9 月期)	第 64 期 (2020年 9 月期)	第 65 期 (2021年 9 月期)	第 66 期 (2022年 9 月期)
売 上 高(百万円)	18,616	19,479	23,752	28,953
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	2,935	3,348	4,407	6,018
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	106	123	164	224
総 資 産(百万円)	18,252	20,841	23,778	29,428
純 資 産(百万円)	15,065	15,631	18,528	22,895
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	546	582	690	852

(注) 2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第63期(2019年9月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。



※2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2019年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、以下の5点を重要課題として取り組むとともに、コーポレートガバナンスの強化を実行してまいります。

1. 生産戦略

① 生産体制の拡充

新型コロナウイルス感染拡大を契機として、密にならないレジャーとしてのバイク人気から高級ヘルメット需要が高まった結果、国内外から多くの受注を頂き、生産が必要に追いつかない状況が続いております。このような状況のなか、当社では生産能力の増強に向け、以下の対策を進めて参ります。

- ・ 生産設備投資の前倒しと人材の積極採用
- ・ 岩手工場内駐車場を近隣の新規購入用地へ移転し生産スペースを拡張
- ・ 茨城工場に隣接し、現在茨城県が所有する江戸崎工業団地内の一区画（7.2ha）取得による工場スペースの拡張※

※茨城県所有の江戸崎工業団地の土地については、2022年1月に茨城県企業局との間で土地売買契約を締結し、2023年半ば頃を目途に造成が完了する予定ですが、その使用内容（生産ライン、倉庫、駐車場等）については、今後の受注状況等を見極めながら適切なタイミングで判断して参ります。

② 改善活動等を通じた製造現場の競争力強化

当社は、Made in Japanを生産戦略として経営方針の根幹に掲げております。ジャストインタイムシステムによる改善活動等を通じ、国内両工場の競争力を持続的に強化して参ります。

2. 商品戦略

① 商品の高付加価値化、多種多様化するニーズの取り込み

引き続き日々刻々変化するお客様のニーズ（機能、デザイン、かぶり心地等）を重視した製品の設計、開発に注力致します。欧州における新安全規格（ECE06）に適合したモデルを順次上市して参ります。又、スマートヘルメット（いわゆるナビゲーション機能付ヘルメット）につきましては、お待たせ致しましたが、いよいよ2022年末までの上市を予定しております。

② 次期モデル開発力の強化

当社はSHOEIと価値を分かち合える販売店様との協業で製品の販売を進めて参ります。一方で、自社EC（ネット通販サイト）を通じお近くに販売店がないお客様のフォロー体制を整え、自社ショールームでの販売を通じ、お客様から頂戴した生のご意見を次のモデル開発に活用させて頂きます。

3. ブランド戦略

① PFSサービスの普及

パーソナル・フィッティング・システム（PFS）サービス（個別フィッティング調

整)の普及に引き続き努めて参ります。現状の国内中心から欧米市場等へ普及を拡大していくことで、いつの日か、ヘルメットは自分の頭の形状に合ったフィッティングをして購入するのが当たり前という時代が来るものと確信しております。

② 広告宣伝

引き続きMoto GPの代表選手であるマルク・マルケス、アレックス・マルケス兄弟とのレーサー契約を中心に、限られた経営資源を効率的に投資する一方で、今までにない新しい切り口の広告宣伝も検討して参ります。

4. 市場戦略

重点新興国での販売強化

新興国(特にアジア)における需要の伸びは目覚ましいものがあります。当社はこの需要をしっかりと取り込む為、これらの国で市場調査、マーケティングを強化して参ります。タイ市場においては、2019年8月に現地販売子会社を設立しましたが、新型コロナウイルスの影響を受け、日本からの輸入が困難な状態が続いておりましたが、今般その制約もようやく解除され、本格的に販売を開始して参ります。中国市場においては、2021年6月に子会社(SHOEI上海)を設立しました。上海におけるロックダウンは終了しましたが、自由な移動はまだ困難な状況が続いており、本格稼働は2023年1月以降になる見込みです。現在の現地代理店経由の販売は堅調に推移しており、SHOEI上海の活動開始に伴い、市場調査やマーケティング活動を本格スタートさせます。

5. その他の中長期戦略

① 環境問題への取り組み

当社は、環境問題への取り組みが企業に求められた重要な社会的責務のひとつであると認識します。当社の企業規模として可能なことは限られておりますが、形だけ整えてお茶を濁したり、いたずらに調査や議論を重ねるのではなく、弊社の身の丈に合った範囲でスピード感をもって実現することにより、持続可能な循環型経済社会の実現に貢献致します。

② 新事業の検討

当社は今日まで二輪用ヘルメット専門メーカーとして業容を拡大して参りました。今後ともこの祖業を強化していく方針に変更はありません。一方、世界中でライダーの高齢化や若者の趣味の多様化が進んでいることも歴然とした事実であり、当社の間尺にあった、当社らしい新事業があるのかについて議論は開始しております。一方で、昨今の順調な受注状況を鑑み、お客様の期待に応えることを優先する意味で、限られた経営資源を祖業に集中しているのも事実であります。

以上の定性的施策を踏まえ、翌期の見通しを下記の表としております。

		第66期	第67期
売上高	(百万円)	28,953	31,690
営業利益	(百万円)	8,382	8,780
経常利益	(百万円)	8,503	8,780
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	6,018	6,260
1株当たり当期純利益	(円)	224.37	233.31
配当金	(円)	112	116

(6) 主要な事業内容 (2022年9月30日現在)

二輪乗車用を中心とした各種FRP（強化プラスチック）ヘルメットの製造販売

(7) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況 (2022年9月30日現在)

① 主要な営業所及び工場

社名	所在地
当社	本社：東京都台東区、茨城工場：茨城県稲敷市、岩手工場：岩手県一関市
SHOEI (EUROPA) GMBH	LANGENFELD, GERMANY
SHOEI DISTRIBUTION GMBH	LANGENFELD, GERMANY
SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL	SEINE, FRANCE
SHOEI SAFETY HELMET CORPORATION	TUSTIN, CA. 92780, U.S.A.
SHOEI ITALIA S.R.L.	MILANO, ITALY
SHOEI ASIA CO., LTD.	BANGKOK 10110, THAILAND
株式会社SHOEI SALES JAPAN	東京都台東区
首維(上海)摩托车用品有限公司	中華人民共和国 上海市

② 使用人の状況

イ. 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
532 (227) 名	+29 (+34) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載していません。

□. 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
492 (224) 名	+28 (+34) 名	39.2歳	15.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年9月30日現在)

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SHOEI (EUROPA) GMBH	25,564ユーロ	100%	欧州地域の代理店管理及びマーケティング
SHOEI DISTRIBUTION GMBH	100,000ユーロ	100%	ヘルメットの販売
SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL	609,797ユーロ	100%	ヘルメットの販売
SHOEI SAFETY HELMET CORPORATION	122,500米ドル	100%	北米地域の代理店管理及びマーケティング
SHOEI ITALIA S.R.L.	100,000ユーロ	100%	ヘルメットの販売
SHOEI ASIA CO.,LTD.	10,000,000バーツ	49%	ヘルメットの販売及び東南アジア地域のマーケティング
株式会社SHOEI SALES JAPAN	5,000,000円	100%	ヘルメットの販売及び国内のマーケティング
首維(上海)摩托车用品有限公司	50,000,000円	100%	中国国内のマーケティング

(9) 主要な借入先及び借入額 (2022年9月30日現在)

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 56,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 26,856,858株 (自己株式25,971株を含む)
 (3) 株主数 4,721名
 (4) 単元株式数 100株
 (5) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,550,500	13.23
N O R T H E R N T R U S T C O . (A V F C) R E F I D E L I T Y F U N D S	1,864,852	6.95
S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T	1,610,236	6.00
ア ル ク 産 業 株 式 会 社	1,400,000	5.22
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	1,213,000	4.52
明 和 産 業 株 式 会 社	800,000	2.98
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 0 0 1	791,422	2.95
R B C I S T 1 5 P C T N O N L E N D I N G A C C O U N T - C L I E N T A C C O U N T	669,200	2.49
T H E B A N K O F N E W Y O R K 1 3 3 6 5 2	510,400	1.90
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	507,755	1.89

(注) 持株比率は自己株式 (25,971株) を控除して計算しております。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数 (株)	交 付 対 象 者 数
取締役 (社外取締役を除く)	9,000	4名
社外取締役	2,000	2名
監査役	400	1名

(注) 当社の非金銭報酬等の内容につきましては、事業報告「4.会社役員に関する事項(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額」に記載しております。

(7) その他株式に関する重要な事項

①自己株式の処分

2022年1月22日開催の取締役会において、譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分を行うことについて決議し、以下のとおり処分いたしました。

処分した株式の種類	当社普通株式
処分した株式の総数	11,400株
処分価額の総額	47,823,000円
処分日	2022年2月9日
処分目的	所定の要件を満たす当社の取締役 (社外取締役を含みます。) および監査役 (社外監査役を除きます。) に対し、譲渡制限付株式を付与するため、自己株式を処分いたしました。

②自己株式の処分

2022年7月27日開催の取締役会において、譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分を行うことについて決議し、以下のとおり処分いたしました。

処分した株式の種類	当社普通株式
処分した株式の総数	2,600株
処分価額の総額	14,742,000円
処分日	2022年9月27日
処分目的	所定の要件を満たす当社の従業員に対し、譲渡制限付株式を付与するため、自己株式を処分いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石田健一郎	
取締役	志田真之	商品開発本部長
取締役	堀本隆行	生産本部長兼茨城工場長
取締役	山口裕士	経営管理部長
取締役	小林慶一郎	慶応義塾大学経済学部教授 経済産業研究所ファカルティフェロー
取締役	清水匡輔	弁護士 (弁護士法人 ほくと総合法律事務所) 株式会社Sharing Innovations 監査役
常勤監査役	宮川篤行	
監査役	小出豊	小出公認会計事務所代表 東京産業株式会社 取締役 監査等委員
監査役	森田賢	

- (注) 1. 2021年12月23日開催の第65期定時株主総会終結時をもって、鶴見優之氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 2021年12月23日開催の第65期定時株主総会をもって、平野明人氏は監査役を辞任いたしました。
3. 2021年12月23日開催の第65期定時株主総会にて、山口裕士氏は取締役に選任されました。
4. 2021年12月23日開催の第65期定時株主総会にて、宮川篤行氏は平野明人氏の後任として監査役に選任されました。なお、その任期は当社定款の定めにより、退任した監査役の任期の満了すべき時までとなります。
5. 監査役 宮川篤行氏は当社の内部監査室及び経営管理部門において、長年に亘り業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役 小出豊氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役 小林慶一郎氏及び清水匡輔氏は、社外取締役であり、監査役 小出豊氏及び森田賢氏は、社外監査役であります。
8. 当社は、取締役 小林慶一郎氏、清水匡輔氏並びに監査役 小出豊氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに社外監査役とは、会社法第423条第1項に定める役員等の損害賠償責任に関して、賠償責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、社外取締役並びに社外監査役が当社に対して会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を負った場合、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第1項第1号ハに定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補する事としております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	197,048 (19,190)	150,903 (10,800)	46,145 (8,390)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	20,485 (7,200)	18,807 (7,200)	1,678 (-)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	217,533 (26,390)	169,710 (18,000)	47,823 (8,390)	11 (4)

- (注) 1. 上表には、2021年12月23日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、その割当て対象は、当社の取締役(社外取締役を含む)および監査役(社外監査役を除く)であります。

② 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2021年12月23日開催の定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役 1名 50,070千円
監査役 1名 31,258千円

③ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、その際の条件等は「⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (6)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬につきましては、株主総会の決議により、取締役の報酬限度額及び監査役の報酬限度額をそれぞれ決定しております。取締役の報酬限度額は、2014年12月19日開催の定時株主総会において年額170,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分の給与は除く)とする旨決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は1名)です。監査役の報酬限度額は、2019年12月20日開催の定時株主総会において年額21,000千円以内とする旨決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役は2名)です。また、上記年額報酬とは別枠で、2020年12月24日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として取締役(社外取締役を含む)については年額66,000千円、監査役(社外監査役を除く)については4,000千円を上限として決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち、社外取締役は2名)、監査役(社外監査役を除く)の員数は1名です。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員の個人別報酬等に係る決定方針について、取締役は取締役会にて、監査役は監査役会にて決議しております。当該取締役会及び監査役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会及び監査役会は、当事業年度に係る取締役及び監査役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会及び監査役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りです。

イ. 基本報酬に関する方針

各取締役及び各監査役の報酬額（除く退職慰労金）にかかる決定機関及び手続は、「役員報酬規程」に次の通り定めております。

- ・役員報酬については、基本報酬月額をもって算出し、同月額は役位別に定めます。その金額は、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けた上で、取締役会において「役員報酬規程」を改定する形で決定します。尚、当社は業績連動報酬制度を導入しておりません。
- ・取締役各人の報酬は取締役会にて、また、監査役各人の報酬は監査役会にて決定します。
- ・取締役各人の報酬決定については、「取締役会から代表取締役社長に一任することがある」と規定されております。しかしながら、その役割は、「役員報酬規程」に定められている各役位別報酬に則った報酬を各人に支給するだけであり、裁量権はありません。役員報酬の決定権限はあくまで取締役会にあります。
- ・役員賞与については、「役員報酬規程」にて規定されていますが、実際に役員賞与が支給されたことはなく、役員賞与限度額が株主総会で承認を受けたことはありません。

ロ. 非金銭報酬等(譲渡制限付株式)に関する方針

取締役(社外取締役を含む)及び監査役(社外監査役を除く。以下、総称して「対象役員」という)に対する譲渡制限付株式の割当てにかかる決定機関及び手続は、「取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式報酬制度」（以下、「本制度」という）及び「役員株式報酬規程」に次の通り定めております。

- ・当社は、対象役員に対して、株式発行又は自己株式の処分の方法により、株主総会で承認された金銭報酬の総額及び発行又は処分される株式総数の範囲内で、対象役員の貢献度等諸般の事情を勘案して定める数の譲渡制限付株式を交付いたします。
- ・本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は取締役(社外取締役を含む)については年25,000株を、監査役(社外監査役を除く)については年1,500株を各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限の数といたします。
- ・なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。
- ・本制度により発行又は処分される譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成

立していない場合は、直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。

・譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から退任時までとしております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

- イ. 取締役小林慶一郎氏は、慶応義塾大学経済学部教授、経済産業研究所ファカルティフェローであります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ロ. 取締役清水匡輔氏は、弁護士法人 ほくと総合法律事務所の弁護士、株式会社 Sharing Innovationsの監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ハ. 監査役小出豊氏は、小出公認会計事務所代表、東京産業株式会社の取締役 監査等委員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (13回開催)		監査役会 (13回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 小林慶一郎	12回/13回	92.3%	—	—
取締役 清水匡輔	13回/13回	100.0%	—	—
監査役 小出 豊	13回/13回	100.0%	13回/13回	100.0%
監査役 森田 賢	13回/13回	100.0%	13回/13回	100.0%

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役小林慶一郎氏は、中央省庁及び経済産業研究所での豊富な海外経験や経済への知見から取締役会において積極的に必要な質問及び経営全般への有益な発言、助言等を行っており、社外取締役に期待される役割・責務を果たしております。
- ・取締役清水匡輔氏は、企業法務での豊富な実務経験やコンプライアンスへの知見から取締役会において積極的に必要な質問及び経営全般への有益な発言、助言等を行っ

ており、社外取締役に期待される役割・責務を果たしております。

・ 監査役小出豊氏は、公認会計士としての専門的見地と幅広い見識から、取締役会及び監査役会において積極的に必要な質問及び発言を行っております。

・ 監査役森田賢氏は、長年にわたり経営者としての豊富な実務経験と幅広い見識から、取締役会及び監査役会において積極的に必要な質問及び発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,800千円

- (注) 1. 当社の子会社のうち、SHOEI DISTRIBUTION GMBH 及びSHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARLは当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、当期に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当該事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会が会計監査人の解任の検討を行い、監査役全員の同意により会計監査人を解任致します。

また、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断される場合、その他その必要があると判断される場合には、監査役会は、当該会計監査人の解任又は不再任に係る議案の内容を決定致します。

連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	23,533,416	流 動 負 債	5,417,662
現金及び預金	13,887,217	買掛金	1,344,571
受取手形	294,601	リース債務	70,123
売掛金	2,933,908	未払金	459,691
商品及び製品	2,527,624	未払法人税等	1,587,544
仕掛品	1,082,031	賞与引当金	305,000
原材料及び貯蔵品	1,300,821	その他	1,650,731
その他	1,510,113	固 定 負 債	1,115,579
貸倒引当金	△2,902	リース債務	346,279
固 定 資 産	5,895,213	退職給付に係る負債	679,628
有形固定資産	4,694,355	資産除去債務	41,529
建物及び構築物	1,847,234	その他	48,141
機械装置及び運搬具	1,312,758	負 債 合 計	6,533,242
工具、器具及び備品	371,570	純 資 産 の 部	
土地	235,118	株 主 資 本	22,824,112
リース資産	45,716	資本金	1,421,929
建設仮勘定	520,152	資本剰余金	418,773
使用権資産	361,804	利益剰余金	21,103,439
無形固定資産	135,738	自己株式	△120,030
投資その他の資産	1,065,119	その他の包括利益累計額	53,272
繰延税金資産	598,886	為替換算調整勘定	201,039
その他	466,233	退職給付に係る調整累計額	△147,766
資 産 合 計	29,428,630	非支配株主持分	18,003
		純 資 産 合 計	22,895,387
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	29,428,630

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2021年10月1日)
(至 2022年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	28,953,513
売上原価	15,776,697
売上総利益	13,176,816
販売費及び一般管理費	4,794,555
営業利益	8,382,260
営業外収益	
受取利息	2,773
為替差益	99,088
受取保険金	20
補助金収入	10,365
雑収入	20,281
営業外費用	
支払利息	7,218
棚卸資産除却損	1,246
障害者雇用納付金	2,750
雑損	57
経常利益	11,271
特別利益	
固定資産売却益	51
税金等調整前当期純利益	8,503,518
法人税、住民税及び事業税	2,593,324
法人税等調整額	△108,362
当期純利益	6,018,609
親会社株主に帰属する当期純利益	6,018,609

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年10月1日)
(至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,421,929	418,773	17,290,836	△187,202	18,944,337
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,199,062		△2,199,062
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			6,018,609		6,018,609
自己株式の取得				△261	△261
自己株式の処分		△4,868		67,433	62,565
自己株式処分差損の振替		4,868	△4,868		—
連結範囲の変動			△2,074		△2,074
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	3,812,602	67,172	3,879,774
当 期 末 残 高	1,421,929	418,773	21,103,439	△120,030	22,824,112

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非 支 配 株 主 分 持	純 資 産 合 計
	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	△210,606	△222,924	△433,531	18,003	18,528,809
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△2,199,062
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					6,018,609
自己株式の取得					△261
自己株式の処分					62,565
自己株式処分差損の振替					—
連結範囲の変動					△2,074
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	411,645	75,158	486,803	—	486,803
当 期 変 動 額 合 計	411,645	75,158	486,803	—	4,366,578
当 期 末 残 高	201,039	△147,766	53,272	18,003	22,895,387

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

- ・連結子会社の数 8社
- ・連結子会社の名称
SHOEI (EUROPA) GMBH
SHOEI DISTRIBUTION GMBH
SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL
SHOEI SAFETY HELMET CORPORATION
SHOEI ITALIA S.R.L.
SHOEI ASIA CO.,LTD.
首維(上海)摩托車用品有限公司
株式会社SHOEI SALES JAPAN

・連結範囲の変更

上記のうち、首維(上海)摩托車用品有限公司については、当連結会計年度より重要性が高まったため、連結の範囲に含めております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SHOEI (EUROPA) GMBH、SHOEI DISTRIBUTION GMBH、SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL、SHOEI SAFETY HELMET CORPORATION、SHOEI ITALIA S.R.L.、SHOEI ASIA CO.,LTD.の事業年度の末日は、6月30日であります。なお、連結計算書類の作成にあたっては、決算日の差異が3ヶ月を超えないため、連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

首維(上海)摩托車用品有限公司の事業年度の末日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日に仮決算を実施しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. デリバティブの評価基準 時価法によっております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品及び製品 当社及び国内連結子会社は総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）により算定しております。在外連結子会社は主に移動平均法による低価法によっております。
- ・仕掛品、原材料及び貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)によっております。

在外連結子会社

定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 使用权資産

一部の在外連結子会社は、国際財務報告基準16号「リース」(以下「IFRS16号」という。)を適用しております。IFRS16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリース取引使用权資産として計上しており、減価償却方法は定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社については個別債権の回収可能性を勘案した所要見積額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社は従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の 期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び 過去勤務費用の費用処理 方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、翌連結会計年度から費用処理する方法を採用しております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、発生連結会計年度から費用処理する方法を採用しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ハ. 退職給付における簡便法

当社の一部の従業員に対する追加の退職金制度及び一部の子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

ヘルメット関連事業においては、主に乗車用ヘルメット、ヘルメット関連製品等の製造及び販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す義務を負っております。国内の販売については、出荷時から当該製品に対する支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、顧客へ製品を出荷した時点で収益を認識しております。海外の販売については、貿易条件に基づき製品の船積み時点において当該製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、船積み時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価の金額から、値引き及びリベート等を控除した金額で測定しております。対価は主に受注時から履行義務を充足するまでの期間内に前受金として受領、又は、履行義務充足後1年以内に受領し、重要な金融要素は含まれておりません。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…売掛金、予定取引

ハ. ヘッジ方針

外貨建資産・負債の保有に係る為替変動リスクの低減のため、「リスク管理方針」に基づくリスク極度額以内でヘッジ取引を実行しております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

時価との比較分析により、連結会計年度末にその有効性評価を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高及び当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」として表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。また、金融商品に関する注記において、金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

退職給付に係る負債

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
退職給付に係る負債	679,628千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、従業員の退職給付に備えるため、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けており、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき退職給付に係る負債を計上しております。退職給付債務及び年金資産は、割引率、退職率、昇給率、死亡率、長期期待運用収益率等の数理計算上の仮定に基づいて算出されております。

当社の割引率の決定には、主としてイールドカーブ等価アプローチを採用しております。具体的には、予想支払年度に該当する国債イールドカーブ上の利回りを各年度の退職給付見込額(過去期間分)にそれぞれ割り当て、割引現在価値を計算した結果を合計することにより算定した退職給付債務と、単一の割引率により割引現在価値計算をした退職給付債務が等しい結果となる単一の割引率を加重平均割引率として決定しております。また、長期期待運用収益率は、主として年金資産の過去の運用実績と将来収益に対する予測を評価することにより決定しております。

したがって、これらの前提条件と実際の結果との間に差異が生じた場合、または前提条件が変更された場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、退職給付に係る負債や退職給付費用の金額に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,196,691千円

(2) 当座貸越契約

当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次の通りであります。

当座貸越極度額	1,500,000千円
借入実行残高	_____一千円
差引額	1,500,000千円

(3) 契約負債

流動負債のその他のうち、契約負債である前受金の金額は次の通りです。

前受金	959,729千円
-----	-----------

5. 連結損益計算書に関する注記

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、連結計算書類「連結注記表8.収益認識に関する注記(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	26,856千株	—	—	26,856千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	39千株	0千株	14千株	25千株

- (注) 1. 2022年1月22日開催の取締役会において、譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分を行うことについて決議し、2022年2月9日に自己株式11,400株を処分いたしました。
2. 2022年7月27日開催の取締役会において、譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分を行うことについて決議し、2022年9月27日に自己株式2,600株を処分いたしました。
3. その他の自己株式数の増加は、従業員に対する譲渡制限付株式報酬の一部失権に伴う自己株式の無償取得900株及び単元未満株式の買い取りによる増加分52株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

イ. 2021年12月23日開催の第65期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 配当金の総額 2,199,062千円
- ・ 1株当たり配当金額 82円
- ・ 基準日 2021年9月30日
- ・ 効力発生日 2021年12月24日

ロ. 2022年12月23日開催予定の第66期定時株主総会決議予定による配当に関する事項

- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 配当金の総額 3,005,059千円
- ・ 1株当たり配当金額 112円
- ・ 基準日 2022年9月30日
- ・ 効力発生日 2022年12月26日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本割れのリスクのない短期的な預金等に限定し、また資金調達については、設備投資計画等に照らして、必要な資金を主に内部資金または銀行短期借入により調達しております。デリバティブは、外貨建債権債務の為替変動リスクを回避するために、債権債務残高及び実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされており、当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。またグローバルに事業を展開していることから生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクにさらされておりますが、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。またその一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替リスクにさらされておりますが、基本的に同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引です。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の「(3)会計方針に関する事項 ⑥重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
リース債務(※2)	416,402	409,396	△7,005
負債計	416,402	409,396	△7,005
デリバティブ取引(※3)	△85,784	△85,784	—

(※1)「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(※2)リース債務には1年以内返済予定の金額を含んでおります。

(※3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 通貨関連	－	△85,784	－	△85,784
負債計	－	△85,784	－	△85,784

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	－	409,396	－	409,396
負債計	－	409,396	－	409,396

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	地域別内訳						合計
	日本	欧州	北米	アジア		その他	
				中国	その他		
ヘルメット関連事業							
二輪車用ヘルメット	5,348,381	11,157,902	4,839,934	3,004,454	1,159,630	686,557	26,196,861
官需用ヘルメット	29,943	—	—	—	—	—	29,943
その他	590,291	1,436,827	334,071	150,870	141,565	73,081	2,726,707
顧客との契約から生じる収益	5,968,617	12,594,730	5,174,005	3,155,324	1,301,195	759,639	28,953,513
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	5,968,617	12,594,730	5,174,005	3,155,324	1,301,195	759,639	28,953,513

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる状況

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項(3)会計方針に関する事項⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高等

契約負債は、顧客から受け取った前受金であり、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。前受金は収益の認識に伴い取り崩され、期首残高はその金額が当連結会計年度に収益として認識されております。

なお、連結貸借対照表上、流動負債「その他」に含まれております。

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
前受金	934,402千円	959,729千円

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、個別の予想契約期間1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 852円65銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 224円37銭 |

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	18,122,183	流 動 負 債	4,732,187
現金及び預金	10,713,935	買掛金	1,092,131
売掛金	2,313,548	前受金	959,729
商品及び製品	1,134,806	未払金	536,992
仕掛品	1,082,031	未払費用	109,695
原材料及び貯蔵品	1,300,821	未払法人税等	1,506,824
未収入金	365,418	賞与引当金	305,000
前払費用	226,606	その他	221,813
その他	985,015	固 定 負 債	535,607
固 定 資 産	5,603,217	リース債務	26,054
有 形 固 定 資 産	4,273,221	退職給付引当金	420,678
建物	1,586,636	資産除去債務	41,529
構築物	255,144	その他	47,345
機械装置	1,297,284	負 債 合 計	5,267,794
車輜運搬具	7,354	純 資 産 の 部	
工具器具備品	328,895	株 主 資 本	18,457,605
土地	235,118	資本金	1,421,929
リース資産	45,716	資本剰余金	418,773
建設仮勘定	517,070	資本準備金	418,773
無 形 固 定 資 産	118,110	利 益 剰 余 金	16,736,933
ソフトウェア	100,163	利益準備金	29,500
その他	17,946	その他利益剰余金	16,707,433
投資その他の資産	1,211,884	繰越利益剰余金	16,707,433
関係会社株式	21,108	自 己 株 式	△120,030
関係会社出資金	330,145	純 資 産 合 計	18,457,605
繰延税金資産	388,500	負 債 ・ 純 資 産 合 計	23,725,400
その他	472,130		
資 産 合 計	23,725,400		

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2021年10月 1日)
(至 2022年 9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	25,435,467
売 上 原 価	14,811,737
売 上 総 利 益	10,623,729
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,171,307
営 業 利 益	7,452,422
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	3,746
受 取 配 当 金	754,140
為 替 差 益	81,497
補 助 金 収 入	8,907
雑 収 入	25,082
営 業 外 費 用	
棚 卸 資 産 除 却 損	1,246
障 害 者 雇 用 納 付 金	2,750
雑 損 失	25
経 常 利 益	8,321,774
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	51
税 引 前 当 期 純 利 益	8,321,826
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,243,534
法 人 税 等 調 整 額	△40,598
当 期 純 利 益	6,118,889

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年10月1日)
(至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計
当期首残高	1,421,929	418,773	—	418,773	29,500	12,792,474	12,821,974
当期変動額							
剰余金の配当						△2,199,062	△2,199,062
当期純利益						6,118,889	6,118,889
自己株式の取得							
自己株式の処分			△4,868	△4,868			
自己株式処分差損の振替			4,868	4,868		△4,868	△4,868
当期変動額合計	—	—	—	—	—	3,914,958	3,914,958
当期末残高	1,421,929	418,773	—	418,773	29,500	16,707,433	16,736,933

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	
当期首残高	△187,202	14,475,475	14,475,475
当期変動額			
剰余金の配当		△2,199,062	△2,199,062
当期純利益		6,118,889	6,118,889
自己株式の取得	△261	△261	△261
自己株式の処分	67,433	62,565	62,565
自己株式処分差損の振替		—	—
当期変動額合計	67,172	3,982,130	3,982,130
当期末残高	△120,030	18,457,605	18,457,605

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準

時価法によっております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品、原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）により算定しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の
期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び
過去勤務費用の費用処理
方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、翌事業年度から費用処理する方法を採用しております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、発生事業年度から費用処理する方法を採用しております。退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

ハ. 退職給付における簡便法
の採用

当社の一部の従業員に対する追加の退職金制度については、退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

ヘルメット関連事業においては、主に乗車用ヘルメット、ヘルメット関連製品等の製造及び販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す義務を負っております。国内の販売については、出荷時から当該製品に対する支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、顧客へ製品を出荷した時点で収益を認識しております。海外の販売については、貿易条件に基づき製品の船積み時点において当該製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、船積み時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価の金額から、値引き及びリベート等を控除した金額で測定しております。対価は主に受注時から履行義務を充足するまでの期間内に前受金として受領、又は、履行義務充足後1年以内に受領し、重要な金融要素は含まれておりません。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- ③ ヘッジ方針

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・売掛金、予定取引

外貨建資産・負債の保有に係る為替変動リスクの低減のため、「リスク管理方針」に基づくリスク極度額以内でヘッジ取引を実行しております。

- ④ ヘッジ有効性評価の方法 時価との比較分析により、事業年度末にその有効性評価を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高及び当事業年度の損益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

退職給付引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
退職給付引当金	420,678千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表3.会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	540,134千円
長期金銭債権	111,000千円
短期金銭債務	82,665千円

- (2) 取締役及び監査役に対する金銭債務

金銭債務	47,345千円
------	----------

- (3) 有形固定資産の減価償却累計額 10,006,992千円

(4) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次の通りであります。

当座貸越極度額	1,500,000千円
借入実行残高	_____ 一千円
差引額	1,500,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	7,212,625千円
営業費用	259,591千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	39千株	0千株	14千株	25千株

- (注) 1. 2022年1月22日開催の取締役会において、譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分を行うことについて決議し、2022年2月9日に自己株式11,400株を処分いたしました。
2. 2022年7月27日開催の取締役会において、譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分を行うことについて決議し、2022年9月27日に自己株式2,600株を処分いたしました。
3. その他の自己株式数の増加は、従業員に対する譲渡制限付株式報酬の一部失権に伴う自己株式の無償取得900株及び単元未満株式の買い取りによる増加分52株であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	92,110千円
未払事業税	70,556千円
長期未払金	14,298千円
株式報酬費用	41,967千円
退職給付引当金	126,646千円
その他	63,054千円
繰延税金資産小計	408,633千円
評価性引当額	△16,562千円
繰延税金資産合計	392,070千円
繰延税金負債	
建物附属設備(資産除去債務)	△3,570千円
繰延税金負債合計	△3,570千円
繰延税金資産純額	388,500千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員兼任等	事業上の関係				
子会社	SHOEI DISTRIBUTION GMBH	100	—	当社が製造する製品の販売	製品の販売	3,593,150	売掛金	146,786
子会社	SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL	100	—	当社が製造する製品の販売	製品の販売	3,229,760	売掛金	279,028
					配当金の受取	522,040	—	—
子会社	SHOEI SAFETY HELMET CORPORATION	100	—	当社が製造する製品の販売、北米地域の代理店管理及びマーケティング	配当金の受取	232,100	—	—

(注) 製品の販売価格などについては、市場価格、原価等を勘案して当社見積価格を提示し、その都度交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。ただし、配当金の受け取りについては、会社の財政状態等を勘案しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表8.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	687円92銭
(2) 1株当たり当期純利益	228円10銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月10日

株式会社 S H O E I
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久世浩一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大枝和之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社S H O E Iの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社S H O E I及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月10日

株式会社 S H O E I
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久世浩一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大枝和之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社S H O E Iの2021年10月1日から2022年9月30日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月17日

株 式 会 社	S H O E I	監 査 役 会
常 勤 監 査 役	宮 川 篤 行	Ⓔ
社 外 監 査 役	小 出 豊	Ⓔ
社 外 監 査 役	森 田 賢	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、財務体質及び経営基盤強化のための株主資本を充実するとともに、連結配当性向50%を目処とした期末配当の実施を基本方針としております。

このような方針のもと、第66期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、内部留保資金の使途につきましては、中長期的視野に立って、新製品開発のための研究開発及び設備投資のために振り向けるとともに今後の事業展開の備えとする予定であります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

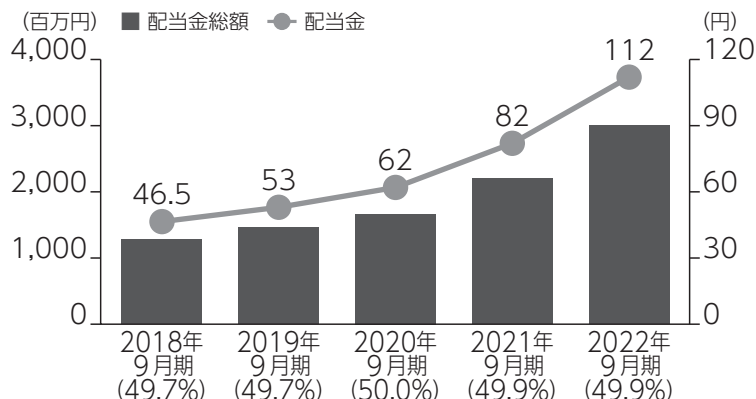
当社普通株式1株につき金112円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は3,005,059,344円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年12月26日といたしたいと存じます。

(ご参考) 配当金の推移



※ () 内は期中平均株式数を基準とした連結配当性向であります。

※2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2018年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり配当金を算出しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新 設)	<p>(附則)</p>
(新 設)	<p>1. <u>2022年9月1日(以下「施行日」という)から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p>2. <u>本付則は、施行日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役志田眞之氏、堀本隆行氏、小林慶一郎氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役会の多様性を確保するため取締役1名を増員することとし、取締役4名（うち2名は社外取締役）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社 株式の数
1	しだまさゆき 志田眞之 (1963年4月5日生)	1986年3月 当社入社 2007年10月 当社商品企画部造形室部長 2010年10月 当社商品企画部造形室クリエイティブディレクター 2015年2月 当社造形部長 2016年10月 当社参与 商品デザイン部長兼造形室長 2019年10月 当社執行役員 商品開発統括部長 2019年12月 当社執行役員 商品開発本部長 2020年12月 当社取締役 商品開発本部長(現任)	3,200株
		<p>【選任理由】 志田眞之氏は、当社の開発全般及び研究開発における豊富な知見を活かし特に製品開発を強化する役割を期待し、当社グループの企業価値向上に更なる貢献が見込まれることから、引き続き選任をお願いするものであります。</p>	
2	ほりもとたかゆき 堀本隆行 (1964年6月17日生)	1987年4月 当社入社 2007年10月 当社開発部長 2016年10月 当社参与 開発部長 2019年10月 当社執行役員 生産技術統括部長 2021年12月 当社取締役 生産本部長兼茨城工場長(現任)	27,200株
		<p>【選任理由】 堀本隆行氏は、当社の開発・生産技術部門に関する豊富な知見を活かし特に工場生産体制を強化する役割を期待し、当社グループの企業価値向上に更なる貢献が見込まれることから、引き続き選任をお願いするものであります。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する社数 株式の数
3	小林 慶一郎 (1966年11月23日生)	1991年4月 通商産業省(現・経済産業省) 入省 2007年6月 経済産業研究所 上席研究員 2010年8月 一橋大学経済研究所 教授 2013年4月 慶応義塾大学経済学部 教授(現任) 2013年4月 経済産業研究所ファカルティフェロー 2014年12月 当社社外取締役(現任) 2019年4月 公益財団法人東京財団政策研究所 研究主幹	2,000株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 小林慶一郎氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、中央省庁及び経済産業研究所での豊富な海外経験や経済への知見を有しており、既に8年間当社の社外取締役として、積極的に必要な質問及び経営全般への有益な発言、助言等をいただいております。それらをグローバルなプレミアムヘルメット事業拡大を目指す当社の経営に活かたく、社外取締役としての引き続き選任をお願いするものであります。</p>			
※4	高山 清子 (1975年2月6日生)	1997年4月 株式会社荏原製作所 入社 2001年10月 有限責任監査法人トーマツ 入所 2019年1月 高山清子公認会計士事務所 開設 (現在に至る) 2020年1月 リーガレックス合同会社 業務執行社員 就任 (現任)	—
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 高山清子氏は、公認会計士として長年にわたり従事し、企業会計及び監査に関する豊富な経験と高い専門性に加え、企業経営に関し幅広い見識を有しております。その高い専門性や知見を活かし、当社グループの企業価値向上に更なる貢献が見込まれることから、選任をお願いするものであります。</p>			

※印は新任取締役候補者であります。

(注1) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2) 小林慶一郎氏、高山清子氏は、社外取締役候補者であります。

(注3) 当社は、本総会において小林慶一郎氏の再任又は高山清子氏の選任が承認された場合、各候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

(注4) 当社は、小林慶一郎氏を当社上場の株式会社東京証券取引所が定める独立役員として、同取引所に対し届け出ておりますが、同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

(注5) 当社は、高山清子氏が取締役に選任された場合、同氏を当社上場の株式会社東京証券取引所が定める独立

役員として、同取引所に対し届け出る予定です。

(注6) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償金や訴訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

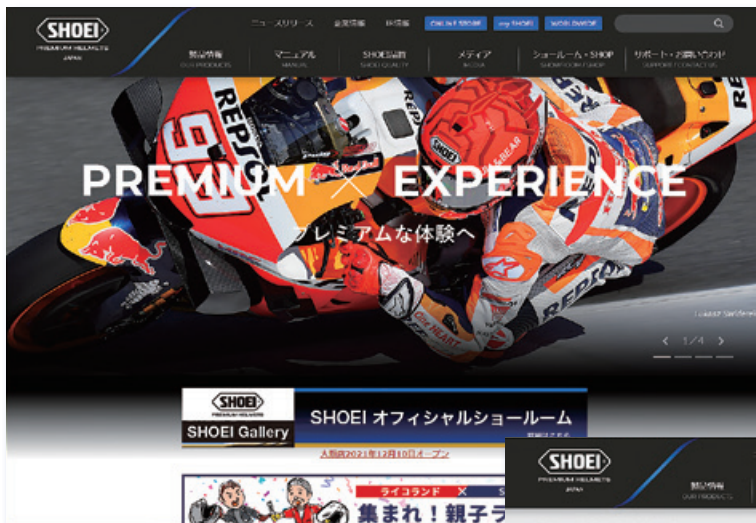
以上

(ご参考)

本招集ご通知記載の候補者を原案どおり全てご選任いただいた場合、取締役及び監査役の専門性・経験（スキル・マトリックス）は次のとおりとなります。

	氏名	役職等	スキル（当社が期待する知識・経験）							
			企業経営 経営戦略	商品開発	製造 品質管理	営業 マーケティング	グローバル	人事 人材育成	法務リスク マネジメント	財務会計
取締役	石田 健一郎	代表取締役 社長	●			●	●	●		●
	志田 眞之	取締役 商品開発本部長		●		●	●			
	堀本 隆行	取締役 生産本部長兼 茨城工場長	●	●	●			●		
	山口 裕士	取締役 経営管理本部長	●				●		●	●
	小林 慶一郎	取締役 独立社外					●			●
	清水 匡輔	取締役 独立社外							●	●
	高山 清子	取締役 独立社外							●	●
監査役	宮川 篤行	常勤監査役							●	●
	小出 豊	監査役 独立社外							●	●
	森田 賢	監査役 社外	●							●

ホームページのご案内



TOPページ

当社ウェブサイトでは、さまざまな企業情報をリアルタイムでお届けしています。

また、株主・投資家の皆様に当社をより深くご理解いただくために、「株主・投資家の皆さまへ」内で各種開示資料をご覧いただけます。



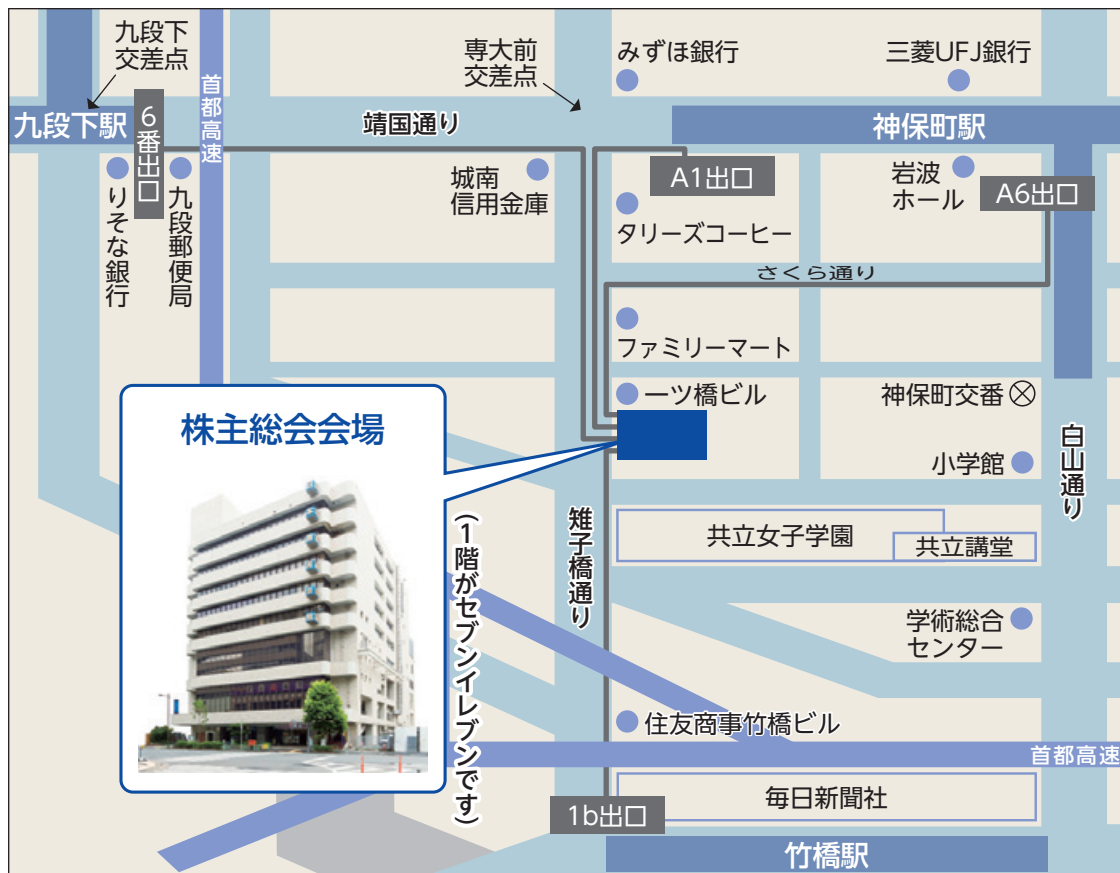
IR情報

<https://www.shoei.com/>

株主総会会場ご案内

会場

一般財団法人 日本教育会館 一ツ橋ホール 8階 第一会議室
東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号



交通案内

地下鉄都営新宿線・半蔵門線 神保町駅 (A1出口)	徒歩3分
地下鉄都営三田線 神保町駅 (A8出口)	徒歩5分
東京メトロ東西線 竹橋駅 (北の丸公園側出口 1b)	徒歩5分
東京メトロ東西線 九段下駅 (6番出口)	徒歩7分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。